

公益のための信託商品

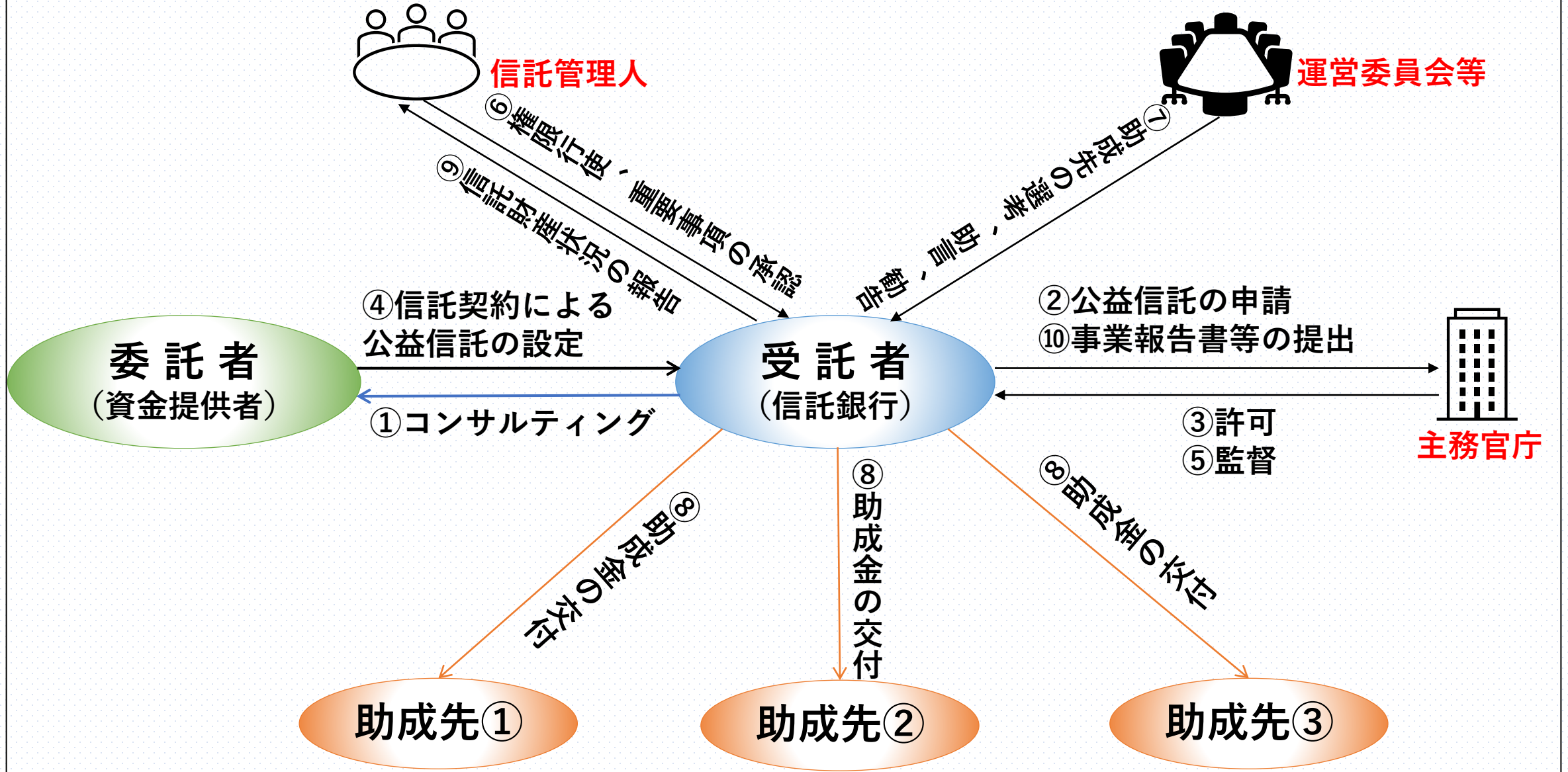
©2022公益財団法人 トラスト未来フォーラム



公益信託

- 公益信託は、「公益信託ニ関スル法律」に定められており、受益者の定めのない信託の一種で、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする信託である。
- 公益信託は、公益事業を管轄する行政官庁である主務官庁の許可を受けて、個人や企業等（委託者）が拠出した財産を信託銀行等（受託者）に信託し、信託銀行等が、定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、不特定多数の方（受給者）のために役立てる制度である。
- 1977年に第1号が受託され、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、海外への経済・技術協力、まちづくりや自然環境保護活動への助成等、幅広い分野で活用されている。

公益信託の仕組み



公益信託の特色

① 出捐者にとって手続きが簡単

- ・ 主務官庁への許可申請等をすべて受託者が行う。

② 小規模の財産で設定が可能

- ・ 公益財団法人と比較して小規模の財産から設定が可能。

③ 弾力的な運営が可能

- ・ 公益活動のために、信託財産を取り崩すことが可能。

④ 効率的な運営が可能

- ・ 事務所の開設や事務員の雇用が不要で、費用が少ない。

⑤ 事務執行の厳格化、財産の保全が確保

- ・ 信託法に基づく忠実義務、善管注意義務、分別管理義務等により、事務執行の厳格化と財産の保全の確保が図られる。

公益信託の税務上の優遇措置

公益信託においては、以下の税務上の優遇措置がある。

① 個人が委託者となる公益信託

- ・個人が委託者となる公益信託は、信託財産から生じる収益は非課税とされている。

② 特定公益信託

- ・一定の要件を満たす公益信託は、「特定公益信託」といい、特定公益信託は、法人が拠出した場合、一般寄付金として損金算入が認められている。

③ 認定特定信託

- ・特定公益信託のうち、一定の信託目的を有するものとして主務大臣の認定を受けたものを「認定特定公益信託」といい、認定特定公益信託への法人の拠出については、さらに別枠での損金算入が認められている。また、個人の拠出についても、寄付金控除が認められ、また、相続税が非課税とされている。

特定寄附信託

